

移動等円滑化取組計画書

2019年12月26日

住 所 浜松市中区旭町12番地の1
事業者名 遠州鉄道株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役 齊藤 薫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項
・当社が保有する乗合バス車両におけるノンステップバスの比率は、2018年度末時点において83.4%となっている。今後も乗降しやすいノンステップバスの導入を進め、誰もが利用しやすい環境を整備する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項
・バス車内設備の更新に際しては、バスが利用しやすくなるよう案内表示器の視認性向上等に配慮して設備投資を行う。
・乗務員に対してドライブレコーダーやデジタルタコグラフを活用した運転指導を行い、安全・安心・快適にバスをご利用いただけるよう努める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを12両導入する。(2019年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の掲載	バスをご利用されることがないお客様のためにウェブサイトでバスの利用方法に関する情報を提供する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの運行情報提供	バス停およびウェブサイト上の時刻表にノンステップバスの運行状況を掲載する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育の実施	乗務員に対して「車椅子乗降操作」「車椅子固定方法」「ベビーカー固定方法」に関する教育を実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

電話やウェブサイトから寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	なし（前年度の計画がないため）	

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。